

県立学校部活動指導員配置事業実施要項

1 趣旨

栃木県立学校における部活動に対して、専門的な知識・技能を有する部活動指導員（以下「指導員」という。）を配置することにより、部活動の充実、活性化及び教員の負担軽減を図る。

2 定義

指導員の定義は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部科学省令第 11 号)第 78 条の 2 及び第 104 条に定める部活動指導員とする。

3 事業内容

(1) 職務

指導員は、勤務することを命じられた学校（以下、「配置校」という）の校長（以下、単に「校長」という）及び栃木県教育委員会（以下、「教育委員会」という）の指揮監督の下に、部活動における次の業務を行う。業務を行うに当たっては、担当の教諭等との連携を図るものとする。

ア 実技指導

イ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導

ウ 学校外での活動（大会・コンクール・練習試合等）の引率

エ 用具・施設の点検・管理

オ 部活動の管理運営（会計管理等）

カ 保護者等との連絡

キ 年間・月間指導計画の作成

指導員が作成する場合は、学校教育の一環である部活動と教育課程との関連を図るためなど必要に応じ教諭等と連携して作成し、校長の承認を得ること。

ク 生徒指導に係る対応

指導員は、部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。いじめや暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに教諭等に連絡し、教諭等とともに学校として組織的に対応を行うこと。

ケ 事故が発生した場合の現場対応

指導員は、事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を行い、教諭等への報告を必須とすること。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに教諭等に連絡すること。

コ その他（校長及び教育委員会が必要と認めるもの）

(2) 任用

ア 指導員は、以下に該当する者の中から、指導員の配置を希望する校長の内申に基づき、教育委員会が選考し、1年以内を任期として任用する。

- (ア) 公立学校の非常勤講師を除く公務員以外の者
- (イ) 満 20 歳以上で、中学校もしくは高等学校の部活動又は地域のスポーツや文化活動等において指導した経験を有する者、又は、当該部活動に関する専門的な知識及び技能を有し、指導員として指導が可能と認められる者
- (ウ) 部活動が学校教育の一環として実施されていること、学校と地域との関係及びその他学校を取り巻く環境等、学校教育に関する十分な理解を有する者
- (エ) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号、平成 29 年改正）第 16 条に該当しない者

イ 指導員の任免は、辞令により行う。

(3) 勤務日及び勤務時間等

- ア 指導員の勤務時間は、年間計 515 時間（通常の部活動指導をはじめ、大会等の引率及び研修への参加等の時間を含める）を上限とする。
- イ 指導員の勤務日及び勤務時間の割り振りは、配置校の校長が定める。
- ウ 指導員が、県教育委員会が任用する非常勤講師である場合については、授業時間と部活動指導時間とを合わせて週 30 時間以内とする。
- エ 指導員の報酬額は 1 時間当たり 1,600 円とする。

3 事業の手続き

(1) 応募書類等の提出

指導員の配置を希望する県立学校の校長は、「県立学校部活動指導員配置に関する意向調査について」（別紙 1-1）及び「県立学校部活動指導員配置計画書」（別紙 1-2）を、健康体育課へ提出する。

(2) 配置校の決定

ア 以下の基準により配置校を定める。

(ア) 配置を希望する当該部活動の顧問教員が当該部活動の経験がない場合、若しくは、配置を希望する当該部活動の顧問教員が当該部活動の経験を有していても、校務分掌等の理由により継続した部活動指導が難しい場合などにおいて、顧問教員の負担を軽減する必要があること。

(イ) 配置を希望する学校が「栃木県の運動部活動に関する方針」及び「栃木県の文化部活動に関する方針」に則り、適正な「学校の部活動に係る方針」を策定しホームページ等で公表するとともに、方針に則る活動をしていること。

イ 配置校の決定に当たっては、部活動の種類や規模等を考慮する。

(3) 採用の内申について

校長が採用内申するときは、次の書類を添え、当該任用予定日前7日までに健康体育課長を通じ教育長宛てに行うものとする。

ア 内申書（様式第2号）

イ 履歴書

ウ 健康診断書

(4) 事業報告等

ア 指導員は、部活動計画・活動実績（月間）（様式第7号）を計画は前月25日まで、実績は翌月5日までに配置校の校長へ提出する。

イ 配置校の校長は、当該年度の3月15日までに部活動指導員年間実施報告書（様式第8号）を健康体育課へ提出する。

ウ 県教育委員会は、実施状況を把握するため、別途調査等を依頼することがある。

4 研修

(1) 指導員は、県教育委員会が定める研修を受講しなくてはならない。

(2) 指導員は、配置先の学校が実施する研修を受講しなくてはならない。

5 その他

この実施要項に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は義務教育課長、高校教育課長、特別支援教育課長と協議の上、健康体育課長が別に定める。